

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村職員中央研修所等受講助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村等がその職員（以下「市町村職員」という。）を市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通大学校及び全国建設研修センター（以下、「中央研修所等」という。）において研修させることを助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象及び額)

第2条 理事長は、市町村職員の研修受講に要する経費（研修費、宿泊費、研修生活動費、海外研修費及び教材用図書費の合計額）（以下「受講経費」という。）の10分の8に相当する額（円未満は切り上げ）について助成するものとする。

2 各年度の1市町村当たりの助成額の合計額は60万円を限度とし、助成の総額は予算の範囲内とする。

(助成の申請)

第3条 市町村長等は、中央研修所等へ市町村職員を研修受講させた場合は、当該年度の2月末日までに研修受講の決定通知書の写しを添えて別紙とともに助成申請書（第1号様式）を公益財団法人神奈川県市町村振興協会に提出するものとする。

(助成の決定等)

第4条 理事長は前条に規定する申請書を受理したときは、第2条に規定する助成額について当該市町村長等あてに助成決定通知書（第2号様式）を送付するとともに、当該市町村等に払い込むものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めているもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長

殿

市町村長等名

㊟

市町村職員中央研修所受講経費の助成について（申請）

このたび、市町村職員中央職員研修所、全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通
大学校及び全国建設研修センターから、別紙のとおり当市（町村）職員 名について
受講決定がされ受講が終了（予定）しましたので、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町
村職員中央研修所等助成要綱の規程に基づき下記のとおり助成金の支払いを申請します。

- 1 助成申請金額 _____ 円
- | | | |
|----|------------|---------|
| 内訳 | 中央研修所 | _____ 円 |
| | 国際文化研修所 | _____ 円 |
| | 国土交通大学校 | _____ 円 |
| | 全国建設研修センター | _____ 円 |
- 2 払込金融機関
金融機関名 _____ 銀行（_____） _____ 支店（_____）
- 種 別 普通・その他（_____）
- 口座番号 _____
- ふりがな
口座名 _____

書類作成者
所 属
連絡先

担当者氏名

第2号様式

第 号
年 月 日

市町村長等 殿

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長

市町村職員中央研修所等受講経費の助成額の決定について（通知）

貴市（町村、団体）職員 名分に係る標記の受講経費の助成については、下記のとおり決定し、 年 月 日までに申請書記載の金融機関に払い込みます。

助成額	_____円	
内訳	中央研修所受講助成分	_____円
	国際文化研修所受講助成分	_____円
	国土交通大学校受講助成分	_____円
	全国建設研修センター受講助成分	_____円